

—未来をひらく—

竜爪山 九条の会

りゅうそうざん
きゅうじょうのかい

会報 2014年6月発行 通巻28号

発行／竜爪山九条の会・事務局

〒420-0812 静岡市葵区古庄3-19-34 五井卓方

TEL・FAX 054-264-4918

E-mail ryusouzan9zyo@ymail.plala.or.jp

URL <http://www3.plala.or.jp/ryusouzan9/>

戦後70年あまり、日本は戦場で一人の犠牲者も出さず、また一人の人も殺さずにきました。これはとりもなおさず、日本に平和憲法があったからにはありません。

この平和憲法を目の敵にする人たちは以前からいました。しかし、多くの国民の力がこのもくろみを跳ね返してきました。

前回、安倍内閣が発足し憲法改悪を推し進めようとしたときは、全国に憲法を守ろうとする人たちが“九条の会”を設立し、そのもくろみをうち破りました。

しかし、今回安倍首相は前回の轍を踏まないようにと経済政策を優先し、高い支持率を背景に「憲法改正は私の歴史的使命」と憲法改正に執念を燃やし続けています。

そしてこともあろうに解釈改憲という禁じ手を使って歴代自民党政権が否定してきた「集団的自衛権」行使を認めようとしています。

憲法は決して国民を縛るものではなく、国の基礎となる法で、時の権力者が好き勝手をしないように歯止めをかけるものです。

時の権力者である安倍首相が、日本国憲法の根幹である平和主義を好き勝手に解釈し、日本を戦争できる国にしようとしています。このもくろみは何が何でも阻止しなくてはなりません。

マスコミの世論調査でも、解釈改憲による「集団的自衛権」の行使には



50%以上の方が反対しています。しかし、その反対の姿がなかなか見えてきません。内で反対と書いていてもそれを表現しないと、ふと気がつくとき自衛隊が戦場に行き犠牲者がでてしまっているということになりかねません。

竜爪山九条の会では目に見える反対の行動を提案していきたいと思います。また、どのような運動がいいのかご提案ください。

一步を踏み出しましょう。

これからも日本が平和な国であり続けられるように。

7周年のつどい、開かれる

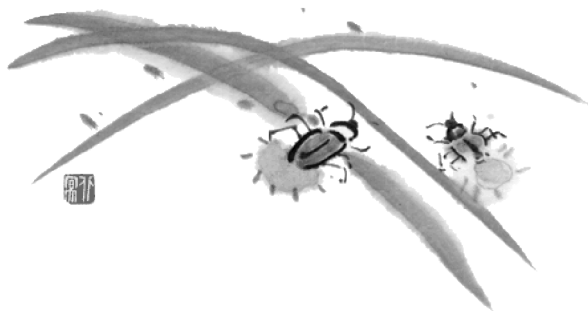
4月20日(日)、発会「7周年のつどい」を西奈生涯学習センター・ホールで開催しました。52名が参加されました。栗田世話人代表の挨拶の後、諏訪部史人弁護士を講師にお迎えし「集団的自衛権は憲法違反」と題して、記念講演が行なわれました。

この講演の途中で、講師の諏訪部さんからおもいがけない提案をいただきました。

「皆さんとお話し合いをしたいと思います。私の方から皆さんに質問をしますので、皆さんがどうお考えになるのか、話し合ってみたいと思います。」というものでした。諏訪部さんは参加者の発言内容を即座に要約、それに簡潔なコメントをされ、そうして次々に6名の方が意見を述べました。

休憩をはさみ2時間近い講演でしたが、アンケートによると、「わかりやすかった。」「よくわかった。」という感想がほとんどでした。

講演後の総会では、活動報告と会計報告が行なわれました。その折、現在の会員数を320名と報告しましたが、正しくは402名です。お詫びして訂正します。



また、今回は懇親会を予定してなかったのですが、1年に一度の事だからと、直前になって懇親会を催すことになりました。順風楼という中国料理店に、講師の諏訪部さんも参加して下さり、総勢20名、たいへんに盛り上がりました。

講演要旨

講演は平成26年4月12日(土)の静岡新聞の社説をテキストに始まりました。ポイントは、

◆集団的自衛権とは

日本が直接攻撃を受けなくても、他国のために「武力を使える」権利。要するに戦争するということ。人と人が殺しあうということです。

◆行使を限定すれば、抑制することになるのか

本質は限定がない場合と何も変わらない。

◆「砂川事件」の最高裁判決は集団的自衛権を容認しているのか

そんな解釈は無理。

歴代の自民党政権も認めてこなかった。

◆解釈で憲法を変えられるか

時々の政権の思惑で勝手に憲法を変えることができれば、憲法なんていらなくなる。

◆憲法って何ですか？

権力が濫用されないように縛るのが立憲主義、憲法なのです。

続いて、「戦後の自衛権をめぐる政府見解の流れ」等のお話があり、最後が「集団的自衛権の容認によって失うものは何でしょうか？」というテーマでした。失うものを4つ挙げられました。①平和国家としての信頼。②安全な国、日本が、テロの脅威にさらされる。③自衛官や民間の関係者が命をおとす。④立憲主義の崩壊がおきる。

そして、「集団的自衛権を容認して、失うもの、得られるもの。そこをもう一度整理するのがいいかもしれない」と、結ばれました。

紺色の富士泰然と梅雨明け

村瀬千絵子



静岡県が全国に募集した富士山俳句。村瀬さんは、その「夏」部門に入選されました。

結論

集団的自衛権は憲法解釈では認められない。

いくら集団的自衛権の行使を限定するといっても許されない。

朝日新聞に 意見広告

静岡県内の82の“9条の会”が呼びかけて、9条を守る意見広告の運動が全県で取り組まれました。

いま安倍首相は憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認め、本気で海外で戦争できる国にしようとしています。意見広告はこれを止めさせるための世論作りに大きな役割を果たすものとして注目されました。

この運動に竜爪山九条の会が参加して4年目になります。年々参加者が増え今年は昨年より32名増えて163名が参加しました。

↑5月1日(木)朝日新聞・朝刊6面・全面広告

意見広告賛同者数

全県	4753名 (806)
東部地域	2680名 (144)
中部地域	1173名 (523)
西部地域	900名 (139)
()は昨年より増えた数	

編 集 後 記

“憲法カフェ”の講師に来てくださる根本先生、「7周年のつどい」会場におみえになっていて、びっくり。感激しました。法律の専門家と聞くと近寄りがたいイメージを抱きますが、たいへん気さくな先生です。

6月29日(日)。みなさま、お誘い合わせて“憲法カフェ”へ。新茶もご用意してお待ちしています。—寺井

募集 チラシ配布 手伝ってくださる方

会の活動エリアは世帯数が約2万6千です。ここに意見広告のチラシを2万枚、配布します。17,000枚は業者に委託し、残り3,000枚を手分けして配りたいと思います。何枚でもけっこうです。

どうぞよろしくお願ひします。

三輪／261-9645

連絡先

小川／261-5688

大坪／247-1747